

不在者投票特別経費の取扱いについて

1 不在者投票特別経費の制度

(1) 根拠法令

むかわ町長選挙及びむかわ町議会議員選挙に係る不在者投票特別経費は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第13条の2に準じてお支払い致します。

(2) 経費の種類

支払われる経費は次の経費となります。

- ・不在者投票の事務に要する経費（以下「事務経費」という。）

(3) 経費の支払額

①事務経費

不在者投票を請求した選挙人1人につき、通信費及び文具費として、1,236円が不在者投票管理者（指定施設）に支払われます。

2 不在者投票特別経費の請求

(1) 請求書等の提出先及び様式

①事務経費

「不在者投票特別経費請求書（事務経費）」（別紙1）によりむかわ町長に請求願います。

この請求書には、当該指定施設で不在者投票を行った方全員の氏名を記載した「不在者投票内訳」（別紙2）を添付してください。

(2) 請求書等の提出期限

不在者投票特別経費請求書等は、選挙期日後1週間以内（3月15日投票期日の場合、3月23日まで）にむかわ町選挙管理委員会に提出願います。

※期限を過ぎた場合、支払いができなくなるおそれがあります。

(3) 請求に係る留意事項

上記のほか、請求にあっては次の点に御留意されるようお願いいたします。

- ・不在者投票特別経費の請求は、不在者投票管理者（病院の場合は病院長）が行うこととなりますが、不在者投票管理者が他の者（理事長等）に受領を委任する場合には、請求書に「委任状」（別紙3）を添付してください。

なお、請求書の様式（別紙1）には、請求者と受任者を併記する取扱いとしておりますので、委任をした場合にあっては、必ず請求者と受任者を併記してください。

請求者が委任しない場合にあっては、請求者欄の記載のみで構いません。

【注意】病院長と理事長が同一人物であり、経費を振り込むべき口座の名義人が理事長となっている場合には、病院長から理事長に対する委任状が必要になります。

- ・委任状に使用する委任者及び受任者の印は個人印又は職印（例えば、病院長印又は理事長印等）で差し支えありませんが、請求書に使用した印と同一でなければなりません。

なお、委任状への収入印紙の貼付は不要です。

- 請求書に記載する請求者（受任者）の氏名、印が振込先の口座名義人と異なることがないように注意してください。
また、振込先の口座名は省略しないで記載してください。
- 納付書での収納を希望する場合には、納付書の発行をお願いします。
なお、この場合においても、請求書及び不在者投票内訳等の添付書類の提出は必要です。
- 請求書の記載事項の訂正には、請求者の印が必要となりますので、訂正に備えて捨印欄に請求者の印を押してくださるようお願いいたします。
ただし、請求金額の訂正はできませんので、請求金額を誤記したような場合には、お手数ですが請求書を作成し直してください。
- この選挙における関係書類については、少なくとも選挙期日後2ヶ月間は不在者投票管理者において保存してください。